

## ■ラオス法の支配発展促進プロジェクト第2回本邦研修を実施しました

法務総合研究所国際協力部では、2019年（平成31年）3月4日（月）から同月15日（金）まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）横浜国際センター等において、ラオス法の支配発展促進プロジェクト第2回本邦研修を実施しました。

ラオスでは、2012年（平成24年）から、JICAプロジェクトにおいて、新民法典の起草支援を行うとともに、条文の趣旨や内容を解説したリサーチペーパーの作成支援を行ってきたところ、新民法典の草案は、2018年（平成30年）12月にラオスの国会で承認されました。今後は、この新民法典の施行に向けて、リサーチペーパーの完成を目指すとともに、新民法典の普及に焦点を当ててプロジェクト活動を実施していくことが予定されています。そこで、今回の研修は、リサーチペーパーに記載すべき論点等についての検討会を行うとともに、新民法典普及等についての今後の活動計画を立てること等を目的として、実施しました。

本研修のために、ナロンリット・ノーラシン司法省法務審査・調査局長を筆頭に、合計25名の研修員が来日しました。



【検討会の様子】

ラオス新民法典のリサーチペーパーについての検討会は、松尾弘教授（慶應義塾大学大学院法務研究科）、南方暁教授（創価大学法学部）、山田八千子教授（中央大学法学研究科）及び大川謙蔵講師（摂南大学法学部法律学科）を講師としてお招きして実施しました。検討会では、新民法典の各章ごとにいくつかの条文を取り上げ、記載内容や取り上げるべき参照条文等について議論しました。研修員らは、積極的に講師の先生方に質問し、また意見を述べるなど、活発な議論が行われました。

また、新民法典の普及等今後の活動に関する意見交換では、磯井美葉 JICA 国際協力専門員から普及に関するお話をいただいた他、先生方とともに今後の具体的な活動計画について検討を行いました。



【検討会の様子】

更に、慶應義塾大学法務研究科を訪問し、松尾弘教授より、日本における法学教育、特に民法の教育についての説明を行っていただいた他、図書館や法廷教室の見学、学生の方々との意見交換を実施しました。



【慶應義塾大学法務研究科訪問時の様子】

更に、本研修中の3月8日（金）には、JICA主催による「民法典起草担当者との意見交換セミナー」が開催され、研修員であるナロンリット・ノーラシン司法省法務審査・調査局長、カンペット・ソンボラチット最高人民検察院国際協力・計画局副局長、コンサワン・サワリー司法省法律普及局副局長の3名が登壇し、ラオス新民法典の概要、土地法

制及び担保制度の概要についてプレゼンテーションを行いました。



**【企業関係者等との意見交換会】**

研修員は、2週間を通じて、本研修プログラムに熱心に取り組んでおり、新民法典施行に向けた今後の活動に対する熱意を感じました。本研修は、活発な議論が交される大変充実したものとなりました。